令和７年４月１日

自動車税（環境性能割・種別割）
減　免　の　し　お　り

和歌山県では、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方の日常生活に不可欠な生活手段となっている自動車について、一定要件のもとに、自動車税（環境性能割・種別割）の減免を実施しています。

「軽自動車税環境性能割」は、市町村税ですが、当分の間、県が課税することとなっていますので、管内の県税事務所又は振興局総務県民課へ減免申請をしてください。
（「軽自動車税種別割」は市町村へ減免申請をしてください。）

和　歌　山　県

減免が受けられる方の範囲は？

障害の区分		障害の程度	
		・身体障害者等本人が運転 ①	・身体障害者等と生計を一にする方が運転 ・身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する方が運転（世帯構成員も下記等級に該当される場合に限ります。） ②
身体障害者手帳	視覚障害	１級～３級・４級の１	１級～３級・４級の１
	聴覚障害	２級・３級	２級・３級
	平衡機能障害	３級	３級
	音声機能障害	３級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	
	上肢不自由	１級・２級	１級・２級の１（両上肢機能の著しい障害）・２級の２（両上肢の全ての指を欠くもの）
	下肢不自由	１級～６級	１級～３級
	体幹不自由	１級～３級・５級	１級～３級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 上肢機能	１級・２級	１級・２級（１上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 移動機能	１級～６級	１級～３級
	心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	１級・３級	１級・３級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	１級～３級	１級～３級
	肝臓機能障害	１級～３級	１級～３級
戦傷病者手帳		減免対象となる障害の程度は各県税事務所にお問い合わせください。	
療育手帳(知的障害者)		重度（Ａ）	
精神障害者保健福祉手帳(精神障害者)		１級	

注 １　減免制度において「身体障害者等」とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方をいいます。

２　「身体障害者等と生計を一にする方」とは、身体障害者等と日常生活の資を共通にしている**同居の親族**の方をいいます。

３　「身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する方」とは、身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有する自動車をもっぱら当該身体障害者等の通勤・通学等のために、継続して（１年以上）日常的に（週３日程度以上）運転する方であって、当該身体障害者等の住所地の福祉事務所長等の確認を受けた方をいいます。

４　複数の障害がある場合でも、原則として個々の障害の等級により判断されます。

減免が受けられる自動車の名義および使用状況に関する要件は？

運転者	減免が受けられる自動車
身体障害者等本人（本人運転）	**障害者ご本人名義の自動車**※1で、当該障害者の方が使用する自動車
生計を一にする方（生計同一者運転）※2 **又は** **常時介護する方（常時介護者運転）※3**	**障害者ご本人名義の自動車**※1で、もっぱら当該障害者の方の通学、通院、通所、通勤（生業）のために使用される自動車 （ただし、18歳未満の身体障害者※4、精神障害者又は知的障害者の方の場合、生計同一者名義の自動車であっても可）

※1　「障害者ご本人名義の自動車」とは、自動車検査証等の所有者、使用者欄に障害者の方本人の氏名が記載されている自動車です。ただし、割賦販売契約による所有権留保付自動車の場合は、自動車検査証等の使用者欄に障害者ご本人の氏名が記載されている自動車です。

※２　「生計同一者運転」とは、身体障害者等と生計を一にする方が、もっぱら身体障害者等のために継続的に運転する自動車をいいます。

〇生計同一者運転の場合の身体障害者等の通院等回数基準について

週１回以上又は月４回以上通院等に使用していることを目安とします。 ・この基準を満たさない場合でも、申請自動車がもっぱら身体障害者等のために継続的に使用されていると判断できる場合は、減免できるものとします。（詳しくは各県税事務所にお問い合わせください。） ・この基準を満たしていても生計同一者の方が日常的に使用（通勤・通学等）しているときは認められません。

※３　「常時介護者運転」とは、身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する方が、もっぱら身体障害者等のために継続して（１年以上）日常的に（週３日程度以上）運転する自動車をいいます。

・「もっぱら」とは、７割程度身体障害者等のために（身体障害者等が同乗して）使用していることをいいます。
・「身体障害者等のみで構成される世帯」とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳を交付され、その障害の程度が左ページの「減免が受けられる方の範囲は？」欄に記載された一定の級の方のみで構成される世帯をいいます。

※４　18 歳未満の身体障害者の方で自動車の名義が同一生計者となっている方については、身体障害者の方が満 18 歳になった時点で、自動車の登録を身体障害者本人名義に変更していただく必要があります。

【注意】

１　減免を受けられる自動車（軽自動車等を含む）は、自動車検査証等に「自家用」と記載されているものであり、**身体障害者等一人につき一台**に限ります。
　既に減免を受けている方が、新たな自動車又は軽自動車で減免を受けようとする場合は、既に減免を受けている自動車又は軽自動車を抹消登録又は移転登録する必要があります。（「一人一台の原則」）

２　他の都道府県ナンバー、自動車検査証等に「事業用」と記載されている自動車、法人名義及びリースの自動車は減免が受けられません。

３　生計同一者運転、常時介護者運転の場合については、車種等が身体障害者等のための利用に適したものに限ります。

〇次のような場合は減免が適用されません。

本　人　運　転	●身体障害者等以外の方が日常的に使用する場合（家族や知人が自分の通勤、通学その他日常生活に使用しているなど） ●長期にわたる入院等のために身体障害者等本人が自動車を使用しない場合 ●自動車の実際の保管場所が身体障害者等の居宅及びその周辺でない場合
生計同一者運転 常時介護者運転	●身体障害者等が同乗しない使用形態が日常であるもの ◎身体障害者等の通院等に利用する一方で、家族等が自分の通勤、通学その他日常生活に使用しているなど ●身体障害者等の長期にわたる入院等のため、身体障害者等のために自動車を使用しない場合 ◎入院、入所又は入寮先からの通院等は減免の適用がありません。 ●自動車の実際の保管場所が身体障害者等の居宅及びその周辺でない場合 ●運転者（申請時に届出が必要）が同居していない場合［生計同一者運転］

減免が受けられる税額は？

自動車税種別割	○排気量１．５㍑を超え２．０㍑以下の自家用乗用車の年税額まで。 ・初度登録年月が令和元年９月以前・・３９，５００円まで （ただし、グリーン税制による重課対象車両の場合４５，４００円まで） ・初度登録年月が令和元年１０月以降・・３６，０００円まで ○月割で課される自動車税種別割の場合は、この限度額も月割となります。 ○限度額を超える差額は課税されます。
自動車税（軽自動車税）環境性能割	○課税標準額２７０万円に税率を乗じて得た額まで。 ただし、身体障害者等が使用するために改造した場合は、改造に要した費用は限度額に加算します。 ○限度額を超える差額は課税されます。

申請に必要な書類は？

身体障害者等本人が運転する場合 ㋐	身体障害者等と生計を一にする方が運転する場合 ㋑	身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する方が運転する場合 ㋒
○減免申請書※1 ・自動車の登録番号又は車台番号が必要です。 ○手帳（原本） ○運転免許証（両面・写し可）※2	○減免申請書※1 ・自動車の登録番号又は車台番号が必要です。 ○手帳（原本） ○運転免許証（原本）※2 ○生計同一証明書※3※4 （発行されるところは下表のとおりです。） ○誓約書※1 ・来所のうえ、運転者の方に記入していただきます。 ○使用目的を証明する書類※4 ・通学、通院、通所、通勤等の証明書等 ※短期的な風邪治療等のための通院は該当しません。	○減免申請書※1 ・自動車の登録番号又は車台番号が必要です。 ○手帳（原本） ○運転免許証（原本）※2 ○常時介護証明書※4 （発行されるところは下表のとおりです。） ○誓約書※1 ・来所のうえ、運転者の方に記入していただきます。
○すでに自動車を所有している場合・・・自動車検査証（原本）又は自動車検査証記録事項（写し可） ○すでに減免を受けている自動車を乗り換える場合・・・前車について抹消登録又は移転登録したことを証明する自動車検査証等（写し可） ○還付金が発生する場合・・・納税者名義の口座情報（銀行名、支店名、預金種別及び口座番号）		

※１　各県税事務所及び伊都、日高、東牟婁の各振興局総務県民課に備えています。
※２　マイナンバーカードと一体化した運転免許証のみ交付を受けている場合には、本人が原本を持参していただくか、マイナポータルの写し等、運転免許証の交付を受けていることが確認できる資料を提出してください。
※３　生計同一証明書のかわりに住民票でも構いません。この場合、身体障害者等と運転者が同居していることを証明する住民票（両者が記載されているもの［世帯全員・続柄記載のもの］）を添付してください。なお、二世帯住宅で世帯が別の場合は、身体障害者等の世帯と運転者の世帯の２通を添付してください。
※４　申請予定日より概ね１か月以内に発行されたもの。

生計同一証明書、常時介護証明書の発行機関は？

対象者	発行機関
身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方	住所地を管轄する市福祉事務所又は町村
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	住所地を管轄する保健所
戦傷病者手帳をお持ちの方	県福祉保健総務課

発行に当たって必要な書類は上記発行機関にお問い合わせください。

減免申請の期限は？

区　　分	申　請　日	税　　目	減　免　額
４月１日現在自動車を所有している場合	当該年度の納期限内	自動車税種別割	年税額（限度額まで）
	当該年度の納期限後		申請の翌月から月割をもって計算した額（限度額の月割相当額まで）☆
新規取得する場合	登録するとき※	自動車税種別割 自動車税（軽自動車税）環境性能割	全額（限度額まで）
	登録後１か月以内		
	登録後１か月後	自動車税種別割	上記☆による月割相当額
		自動車税（軽自動車税）環境性能割	

・登録するときまでに減免申請ができなかった場合は、自動車税種別割及び自動車税（軽自動車税）環境性能割をいったん納付していただきますが、登録してから１か月以内に申請があれば、還付（限度額まで）します。
・登録してから１か月を過ぎると自動車税（軽自動車税）環境性能割は減免を受けることができません。
※自動車・・・運輸支局に新規（移転）登録するとき
軽自動車・・軽自動車検査協会に新規検査・移転届出をするとき

減免申請の手続に来ていただく方は？

（下記の方が直接来所し、手続をしてください。）

身体障害者等本人が運転する場合	身体障害者等本人又は代行者
身体障害者等と生計を一にする方が運転する場合	運転者
身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する方が運転する場合	

減免チェック表

下記チェック表にて確認をしてください。
該当される方は、Ｐ３の「申請に必要な書類は？」で必要書類の確認をしてください。

○自動車の所有者・使用者が身体障害者等（本人）

運　転　者		障害の程度※１		自動車の使用目的		自動車の車種・構造		必要書類
身体障害者等（本人）	→	Ｐ１①	→	問いません	→	問いません	→	Ｐ３㋐
生計を一にする方　★	→	Ｐ１②	→	身体障害者等のための利用（７割程度）※２	→	身体障害者等の利用に適したもの　※３	→	Ｐ３㋑
常時介護する方	→	Ｐ１②	→	身体障害者等のための利用（７割程度）※２	→	身体障害者等の利用に適したもの　※３	→	Ｐ３㋒

※１　Ｐ１「減免が受けられる方の範囲は？」で等級の確認をしてください。
※２　詳細はP1～2「減免が受けられる自動車の名義および使用状況に関する要件は？」で確認をしてください。
※３　原則１，４，８ナンバーでの減免は認めていません。

○自動車の所有者・使用者が身体障害者等と生計を一にする方

対象者の区分

・１８歳未満で身体障害者手帳をお持ちの方 ・療育手帳をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	→	上記★へ

減免申請提出先・お問合せ先

住所地を管轄する下記県税事務所へ

管轄事務所名	管轄区域	所　在　地	電話番号 ﾌｧｯｸｽ番号
和歌山県税事務所 自動車税・間税課	和歌山市・海南市 海草郡	〒６４０－８５８５ 和歌山市小松原通１－１ （県庁第２南別館）	073-441-3409（直） 073-432-4111（代） 073-441-3439（FAX）
紀北県税事務所 課税課	岩出市・紀の川市 橋本市・伊都郡	〒６４９－６２２３ 岩出市高塚２０９ （那賀総合庁舎内）	0736-61-0067（直） 0736-63-0100（代） 0736-61-0037（FAX）
紀中県税事務所 課税課	有田市・御坊市 有田郡・日高郡	〒６４３－０００４ 有田郡湯浅町湯浅２３５５－１ （有田総合庁舎内）	0737-64-1260（直） 0737-63-4111（代） 0737-64-1278（FAX）
紀南県税事務所 課税課	田辺市・新宮市 西牟婁郡・東牟婁郡	〒６４６－８５８０ 田辺市朝日ヶ丘２３－１ （西牟婁総合庁舎内）	0739-26-7937（直） 0739-22-1200（代） 0739-26-7915（FAX）

※上記県税事務所の他、伊都、日高、東牟婁の各振興局総務県民課でも取扱いしています。

●次年度以降の申請手続等について

現在、減免を受けている自動車については、３月下旬～４月上旬に減免申請書（継続）を送付しますので、必要事項を記入のうえ期限までに必ず提出してください。**（提出がなければ減免を受けることができません。）**

その他、減免事項に変更が生じた場合には、速やかに御連絡ください。手続が必要な場合があります。

身体障害者等が県外に転出された場合は、転出先の都道府県で申請手続をして減免を受けてください。

●実態調査について

「身体障害者等に対する自動車税の減免制度」を適正に維持するため、実態調査を実施しています。

調査方法は御自宅訪問による減免自動車の使用状況等の聞き取り調査です。調査の対象となった場合は御協力をお願いします。

なお、調査結果により減免を取り消す場合がありますので御了承ください。

●その他の減免（構造上身体障害者等の利用が明らかなもの）について

所有者が身体障害者等であることは必要ありませんが、身体障害者等が利用するものに限ります。

減免申請期限は上記減免と同様です。提出書類等詳しくは上記県税事務所にお問い合わせください。

１　身体障害者等がもっぱら利用するため、車いすの昇降装置、固定装置又は浴槽を装置する等特別の装置を備えた身体障害者専用車（車いす移動車・入浴車・身体障害者輸送車）で８ナンバー登録されるもの

自動車税種別割全額（申請時期により月割相当額）減免

自動車税（軽自動車税）環境性能割全額減免

２　身体障害者等が利用するため、上記１と同様の特別の装置を備えた自動車等で身体障害者等以外の方も併せて利用できる自動車等

自動車税（軽自動車税）環境性能割のみ特別の装置部分について減免

３　身体障害者等が利用できる超低床型バス

自動車税（軽自動車税）環境性能割のみ特別の装置部分について減免

４　身体障害者等がもっぱら運転するために、特別の運転装置、制御装置等を備えた自動車等（自家用、営業用の別を問わない。）

自動車税（軽自動車税）環境性能割のみ特別の装置部分について減免